

**令和7年度中小企業採用ブランド構築支援業務  
企画提案コンペティションに係る企画提案書作成のための仕様書**

**1. 企画提案書に記載する事項**

2の業務内容のうち【提案】と記載している内容を提案すること。

**2. 業務内容**

和歌山の地域経済を支える中小企業の採用力強化（採用ブランドの構築）を支援すること。

(1) キックオフセミナー

採用ブランドの構築の必要性や中小企業ならではの採用ブランディングの可能性等を知る機会となるセミナーを和歌山県内で1回以上ハイブリッド（対面&オンライン）開催すること。

【提案】開催時期・場所、内容、講師等具体的な計画を提案すること。

(2) 参加型ワークショップ

採用ブランディングのエッセンスを学ぶことができ、実践につなぐことができるワークショップを和歌山県内の2拠点以上で開催すること。

【提案】開催時期・場所、内容、講師等具体的な計画を提案すること。

(3) 実践プログラム（伴走支援）

県内企業7社程度に対し、以下ア及びイの伴走支援を6か月以上で実施すること。

なお、伴走支援を実施する企業については、和歌山県と協議の上、決定するものとする。

ア 企画立案・試行検証

(ア) 採用ブランド構築に向けた課題整理

(イ) 課題解決に向けたトライ&エラー

(ウ) 採用ブランドの形を企画立案

(エ) 中間成果報告会

イ 自走に向けた実践

(ア) 企画立案した活動（トライ&エラー）

(イ) 企業主体の推進

(ウ) 成果報告会（ハイブリッド（対面&オンライン）開催）

【提案】支援体制（支援回数・手法・期間等）を具体的に提案すること。

なお、配置する人員の資格や具体的な実績等が分かる書類を提出すること。

【提案】本事業の効果を高めるための独自事業を提案すること。

(4) 自走のフォローアップ（伴走支援）

採用ブランドを構築し活動している企業6社程度に対し、以下の伴走支援を3か月以上で実施すること。

ア 企画立案した活動のフォローアップ

イ 活動に対する効果検証

ウ 構築した採用ブランド確立のための中長期計画

【提案】 支援体制（支援回数・手法・期間等）を具体的に提案すること。

なお、配置する人員の資格や具体的な実績等が分かる書類を提出すること。

(5) その他

ア 本業務の実施に当たっては、和歌山県と綿密に調整すること。

イ 本事業への県内企業の参加を促進するためにチラシの作成、紙面やWEB広告媒体の活用等による広報を実施すること。なお、WEB広告媒体として専用のWEBページを作成すること。

### 3. 対象となる経費

- (1) 本業務の運営に係る人件費（コーディネーターの賃金や旅費等）
- (2) 業務実施に係る諸経費（会場使用料、講師謝金、テキスト制作費等）
- (3) その他広報費・消耗品費等（WEBページ及びチラシ作成費、広告費等）

### 4. 留意点

- (1) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、和歌山県と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (2) 個人情報の取扱いには十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (3) 業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、契約期間が満了し、又は取り消された後においても同様とする。
- (4) 賃金台帳、領収書等の実際の支出額が確認できる書類を業務完了時に、和歌山県に提出するとともに、完了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保管すること。
- (5) 県が実施する他の就職促進事業及び委託事業者と連携を図ること。

### 5. その他

- (1) 4の留意点に違反したときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない、又は支払った委託料の一部若しくは全部を返還させる場合がある。
- (2) (1)により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。
- (3) 委託先については、ア～オの審査項目に従って評価し、総合得点により決定する。
  - ア 採用ブランド構築の必要性や可能性が伝わる内容となっているか。
  - イ 採用ブランディングを学ぶことができ、実践につながる内容となっているか。
  - ウ 効果の高い中小企業の採用力強化（採用ブランドの構築）ができる内容となっているか。
  - エ 独自事業が本事業の効果を高めるものとなっているか。
  - オ 十分な事業実施の支援体制となっているか。
- (4) 本業務の成果、本業務において購入した備品その他消耗品の所有権は、和歌山県に帰属する。

- (5) 本業務の実施により生じた特許権等の知的財産権は、原則として和歌山県に帰属する。
- (6) 本仕様書に明記なき事項、又は業務上疑義が生じた場合は、和歌山県と協議の上、業務を進めるものとする。